

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3. 85%（税込）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ・ 当社が別に定める口座管理料をご負担いただきます。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下にります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

## 当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3丁目23-21
連 絡 先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	22億8千万円

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

(022.001)

主な事業

金融商品取引業

設立年月

昭和19年4月

#### **当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日を除く）

#### **金融ADR制度のご案内**

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

## 投資信託についてお客様にご負担いただく費用

### ■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3%（税込）の場合は、概算で次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\% \text{ (税込)}$$

<口数指定で申込>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$$

となり、合計 1,033,000 円お支払いただくこととなります。

<金額指定で申込・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口})$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\%$$

$$\text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} = \text{購入金額} + \text{購入時手数料}$$

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

最大の購入口数は 968,055 口になり、購入時手数料は 31,945 円になります。

購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。

$$\text{購入時手数料} = (\text{購入金額} / (1 + 3.3\%)) \times 3.3\%$$

\*上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。

\*分配金再投資コース（一部銘柄で取扱）の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

### ■運用（保有）時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」（最大 2.709%（税込み・概算））が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

### ■解約（換金）時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部（最大 0.5%）を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基

準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例：信託財産留保額が0.3%の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円} \text{ (10,000 口当り)} \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかからない場合があり、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

## 販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

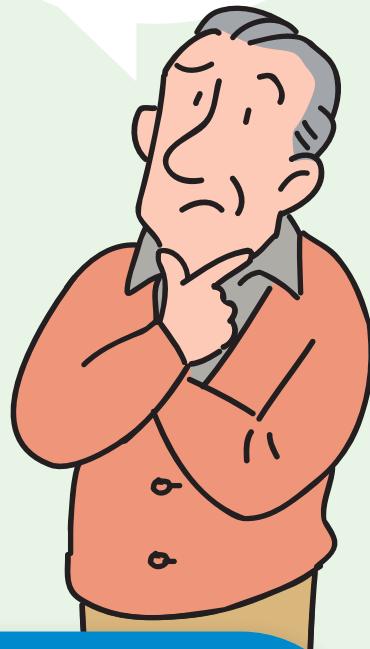
僕もFX取引で困ってるんだ。どうしよう…。



投資信託の取引で困ったわ。どうしたらいいかしら。



株取引のトラブル、どこに聞けばいいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

## 証券・金融商品あっせん相談センター

証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）は、法律に基づく公的な団体が連携した指定紛争解決機関（金融庁指定）です。証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを公正・中立な立場で解決を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引（FX）・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます（預金、保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません）。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます（あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます）。

詳しくはホームページへ <https://www.finmac.or.jp/>

FINMAC

検索



ご相談は  
お気軽に！



0120-64-5005

フリーダイヤル

03-3669-9833

●月曜日～金曜日（祝日等を除く） ●午前9時～午後5時



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいわサポート

認証紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館



# FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



## ADR FINMACの特長は?

**公正!**

金融商品取引法の指定・認定やADR促進法に基づく認証を受け、  
**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。

また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



**迅速!**

裁判では、かなり長い時間を要しますが、  
あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

**身近!**

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



## どのように相談にのってくれるの?



**ステップ 1**



相談・苦情  
無料

**ステップ 2**



弁護士  
所定の  
あっせん申立て金

**ステップ 3**



**解決**

まずは、お電話ください。  
中立・専門の相談員が応じます。

あっせんの場合には、公正・  
中立の立場の弁護士があっ  
せん手続きを行います。

通常1~3回程度の話し合いに  
より、あっせんの成立(和解)、  
打切りなど対応がなされます。



**ADR FINMAC**

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

**東京事務所**

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

**大阪事務所**

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

**0120-64-5005**

月曜日～金曜日(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

<https://www.finmac.or.jp/>

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2023年10月14日



# カレラ 米国小型株式アクティブランド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

## カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2636 号

電話番号：03－6691－2017

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

ホームページ：<https://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれてますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式))	年4回	北米	ファミリーファンド	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「カレラ 米国小型株式アクティブファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月13日に関東財務局長に提出しており、2023年10月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円(2023年8月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	64,261百万円(2023年8月末現在)



## ◀ ファンドの目的 ▶

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

## ◀ ファンドの特色 ▶

**1** 主として、カレラ 米国小型株式アクティブマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券等のうち、原則として小型株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

※なお、米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業の株式のうち、小型株式等に直接投資する場合があります。

**2** マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

**3** 株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して、成長が期待される銘柄を厳選します。また、業種配分、バリュエーション、流動性などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

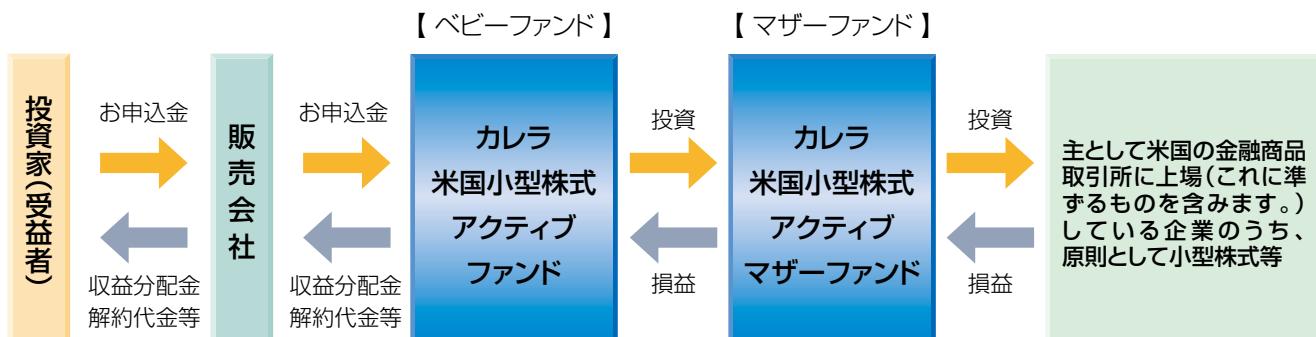
**4** 株式への実質投資割合は、原則として高位(概ね80%以上)を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合の引上げ等により、実質的な株式への投資割合を引下げることがあります。

**5** 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%未満とすることを基本とします。

**6** 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することができます。

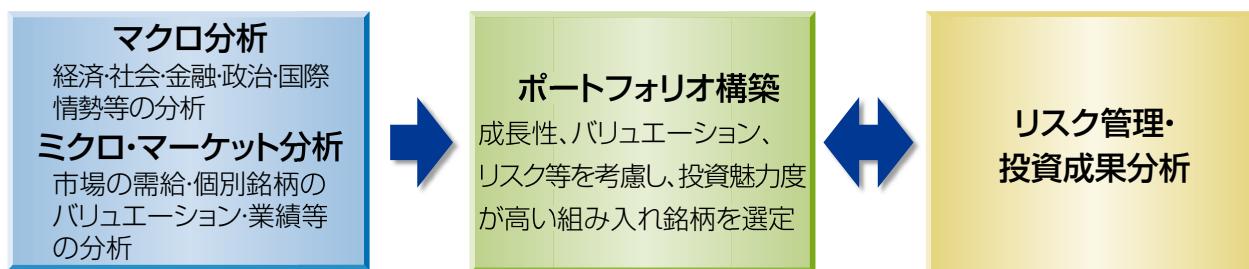
**7** 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 【ファンドの仕組み】





## 【運用プロセス】



### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 分配方針

年4回（原則として毎年1月15日、4月15日、7月15日、10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### <分配のイメージ図>



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。



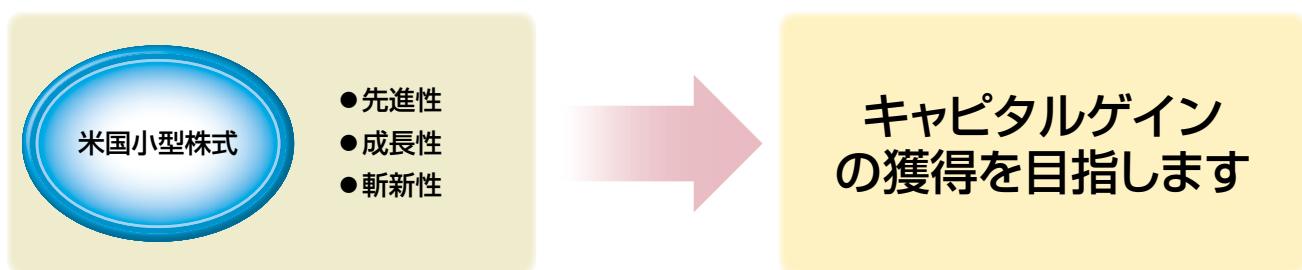
## 戦略の狙い

- 米国経済は雇用の安定や堅調な消費から、ゆるやかな経済成長が続くと見込みます。
- 米国では、若年世代が起業した小型企業が新規上場を果たし大きく成長するなど、ビジネス活動の活発化がさらに進むと予想します。
- 米国の企業活動支援や国内優先の政策は、大型企業と比較して、相対的に内需中心で全米各地に拡散している米国の小型企業に有利だと考えられます。

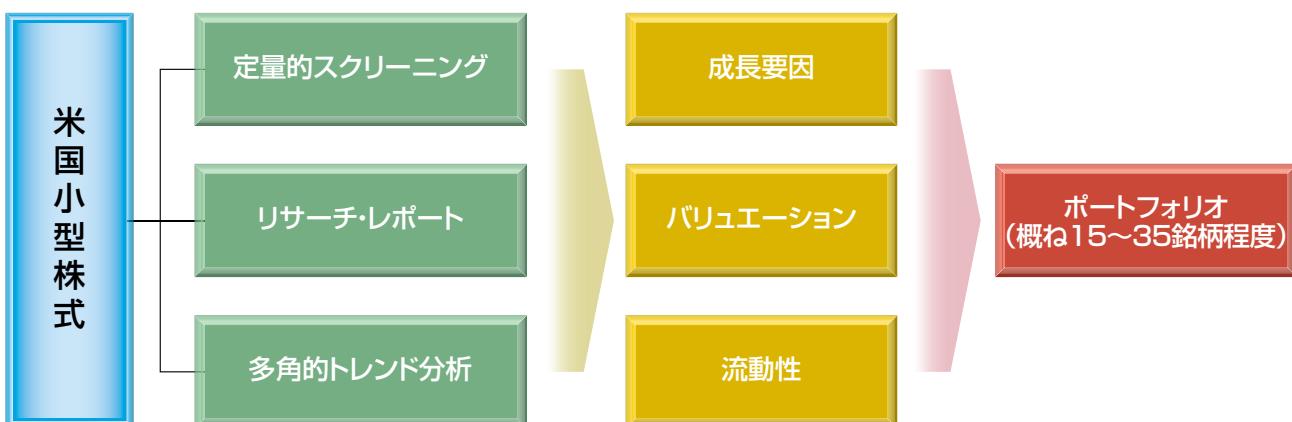
## 戦略のポイント

- 当ファンドは、主として、先進性、成長性、斬新性が見込める「**米国上場の小型株式等**」に投資することで、信託財産の中長期的な成長(キャピタルゲイン)を目指します。

◆米国上場の小型株式(以下「米国小型株式」といいます。)とは  
NASDAQまたはNYSEに上場している企業の普通株式(REITなどを除きます。)のうち、個別株式の時価総額を小さい方から合計して、その合計額がNASDAQおよびNYSEの全ての時価総額合計の概ね20%以内に位置する企業の株式を米国小型株式とします。



## 銘柄選定のプロセス



- 米国小型株式の中から、収益構造・資本効率などの定量的観点、リサーチ・レポート等の定性的観点、市場・技術などのトレンドから分析し、投資候補銘柄を抽出します。
- 売上・利益などの成長要因、バリュエーションや流動性の妥当性を個別に検証して銘柄を選定します。
- 米国株式市場は、高い流動性が継続していますので、ポートフォリオに効率的に銘柄を組入れることとして、アクティブに運用します。

## 注目テーマ①:テクノロジー

### テクノロジー

- ・スマートフォン
- ・自動運転技術
- ・バイオテクノロジー
- ・人工知能(AI)
- ・仮想現実(VR)
- ・ロボティック
- ・フィンテック など

- 先端技術への高い関心
- 豊富なベンチャー投資資金
- 変革への素早い意思決定
- 全米に拡がる産官学クラスター
- 好循環を生む企業間連携

## 注目テーマ②:教育

### 教育

- ・充実した高等教育
- ・規制緩和による研究促進
- ・知的財産(特許)

- 教育機関の競争
- 優秀な人材囲い込み
- 高い国際的競争力
- 豊富な研究資金
- 人材・資金・研究業績・評価の好循環

## 注目テーマ③:ミレニアル世代

### ミレニアル世代

- ・人口増加
- ・デジタルネイティブ
- ・新しい欲求

- 台頭する新しい若者世代
- 迅速で効率的な情報伝達
- 多様なニーズと価値観
- 拡大するe-コマース
- コンパクトな都市型ライフスタイル



## 21世紀型のテクノロジー

### ライフスタイルに大きな影響を与えるテクノロジーの進化

#### 通信

スマートフォン



#### モービル

自動運転技術



#### 宇宙航空

ロケット



#### ショッピング

E-コマース



#### エンタテイメント

VR(バーチャルリアリティー)



#### 医療・バイオ

遺伝子治療



## 教育:ビジネスを促進

### 教育機関特許出願件数(2021年)

順位	出願機関名	国名	出願件数
1	カリフォルニア大学	米国	551
2	浙江大学	中国	306
3	マサチューセッツ工科大学	米国	227
4	精華大学	中国	201
5	スタンフォード大学	米国	194
6	テキサス大学	米国	177
7	華南理工大学	中国	169
8	シンガポール国立大学	シンガポール	163
9	蘇州大学	中国	153
10	東京大学	日本	150

出所:世界知財所有権機関資料より当社作成(2023年8月24日現在)

- 世界の大学の特許取得件数ランキングで上位10校に多くの米国の大学がランクインしています。
- ライセンス料やロイヤリティーなどの収入は、さらなる研究開発やビジネス促進に役立てられています。
- 米国には、研究成果の特許権を大学や研究者の権利として認める法案「バイ・ドール法」と「スティーブンソン・ワイドラー法」があり、制定以後、研究インセンティブの高まりから産官学の連携が推進されました。

## ミレニアル世代:デジタルネイティブ

### 多様な価値観を持ち、デジタルネイティブな1980年~2000年生まれのミレニアル世代



### インターネット経由での消費拡大



- 米国では、1980年から2000年の間に生まれた人々をミレニアル世代と呼び、全人口のおよそ3割の人口を占めます。

- ミレニアル世代の多くは、スマートフォンなどを経由した買い物サイト(e-コマース)を多く利用しています。

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として、カレラ 米国小型株式アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券等のうち、原則として小型株式等に投資するなど値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します(ただし、これに限定されるものではありません)。投資している通貨が円に対して強く(円安)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高)なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	当ファンドは、米国の企業の株式等を主要投資対象とします。海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行人による起因するリスクのほか、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。一般に小型株式や新興企業の株式の発行企業は、株式発行企業全体の平均に比べて事業規模が比較的小さいため、信用リスクは相対的に高くなる場合があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあります。基準価額が大きく下落することがあります。
資金移動に関するリスク	当ファンドの主要投資対象国である米国の当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
予測不可能な事態が起きた場合等について	その他予測不可能な事態(天変地異等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項  
当ファンドが実質的に保有する資産の市場環境等の状況により、実質的な保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
  - ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、実質的な株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場環境が急変した場合
  - ・ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

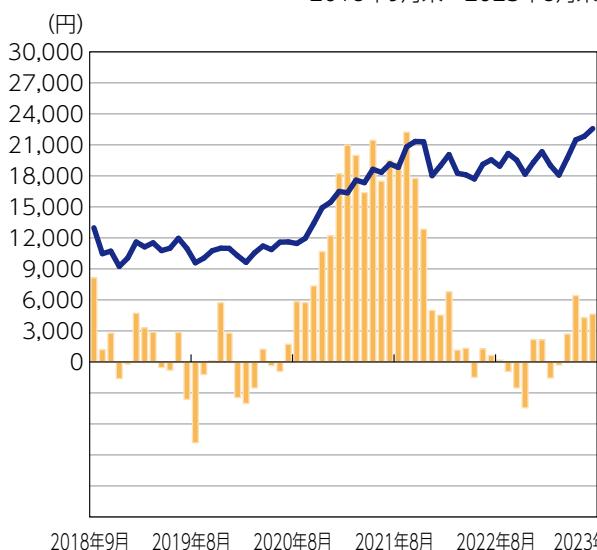
- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- 委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。



## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2018年9月末～2023年8月末



2018年9月 2019年8月 2020年8月 2021年8月 2022年8月 2023年8月

■当ファンドの年間騰落率(右軸) ■分配金再投資基準価額(左軸)

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

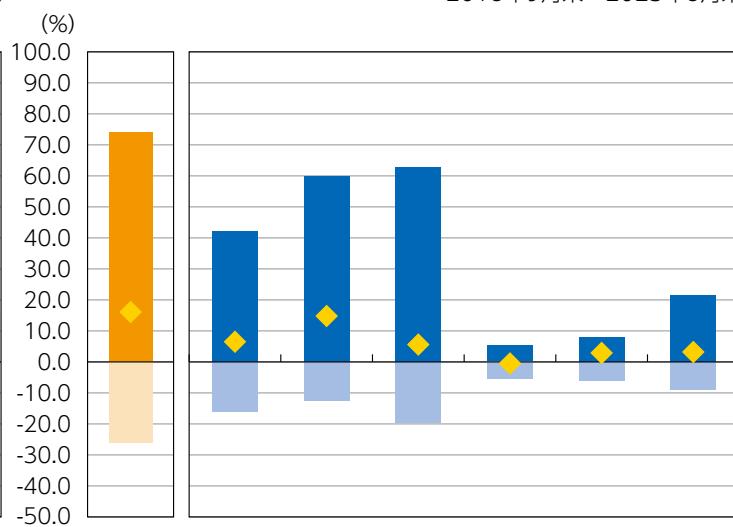
\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*年間騰落率は、2018年9月から2023年8月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2018年9月末～2023年8月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■最大値 ■最小値 ◆平均値 ■最大値 ■最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	16.1	6.5	14.8	5.6	△0.5	2.9	3.2
最大値	74.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△26.1	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指標の算出、数値の公表、利用など株価指標に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

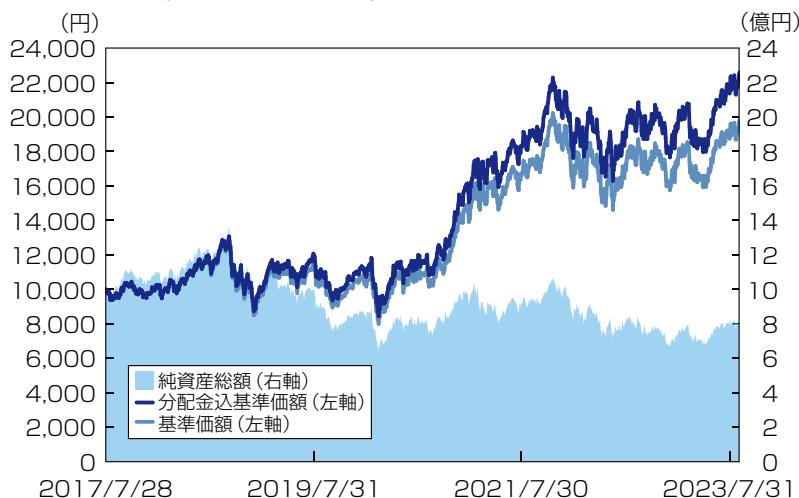
「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指標に関する商標・著作権等の知的財産権、指標値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(2023年8月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移、分配の推移

## ● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2017年7月28日)～2023年8月31日



## ● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	19,806円
純資産総額	813百万円

## ● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2023年 7月	200円
2023年 4月	100円
2023年 1月	0円
2022年10月	100円
2022年 7月	0円
設定来累計	1,800円

## 主要な資産の状況

## ● 資産配分

資産の種類	組入比率
株式	99.20%
現金・その他	0.80%
合 計	100.00%

## ● 組入上位6業種

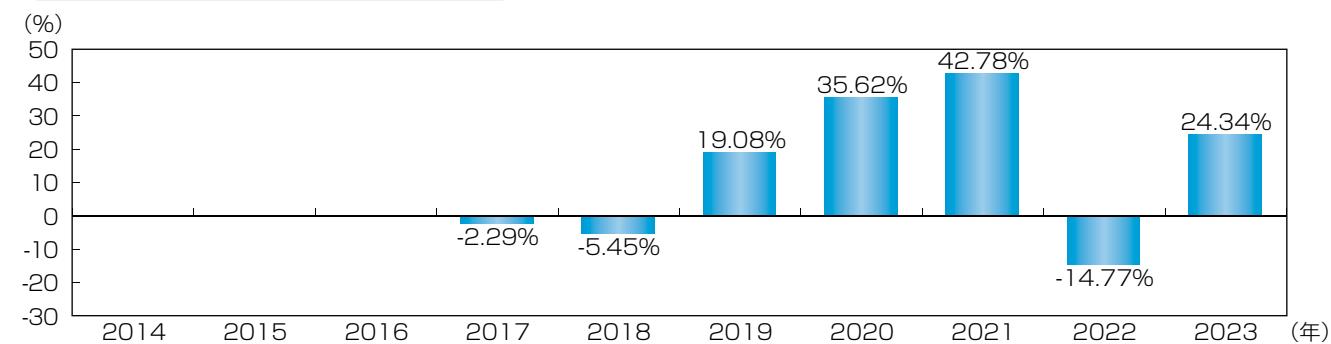
	業種	組入比率
1	資本財	27.62%
2	ソフトウェア・サービス	24.60%
3	半導体・半導体製造装置	24.05%
4	銀行	7.87%
5	公益事業	5.79%
6	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.48%

## ● 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率		銘柄名	業種	組入比率
1	FLUOR CORP	資本財	9.54%	6	ZSCALER INC	ソフトウェア・サービス	6.73%
2	TEXAS CAPITAL BANCSHARES INC	銀行	7.87%	7	NOVA LTD	半導体・半導体製造装置	6.60%
3	MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS H	半導体・半導体製造装置	7.43%	8	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	ソフトウェア・サービス	6.49%
4	KRATOS DEFENSE & SECURITY	資本財	7.15%	9	RAPID7 INC	ソフトウェア・サービス	6.24%
5	DUCOMMUN INC	資本財	6.88%	10	ENTEGRIS INC	半導体・半導体製造装置	6.07%

※資産配分・組入上位6業種・組入上位10銘柄の組入比率は、当ファンドの純資産総額に対するカレラ 米国小型株式アクティブマザーファンドの組入資産評価額の割合に基づいております。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2017年は設定日(2017年7月28日)から年末までの収益率、2023年は1月1日から8月31日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。



## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年10月14日から2024年10月15日まで ただし、申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	2017年7月28日から2053年7月15日まで(信託設定日:2017年7月28日)
繰上償還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還することができます。
決算日	原則として、毎年1月15日、4月15日、7月15日、10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.carrera-am.co.jp/">https://www.carrera-am.co.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により提供します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.30% (税抜3.00%)</b> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年1.4817% (税抜1.347%)</b> の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎月計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率1.4817% (税抜1.347%)
	内訳	委託会社 年率0.5500% (税抜0.500%) 資金の運用指図等の対価 販売会社 年率0.8800% (税抜0.800%) 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理 受託会社 年率0.0517% (税抜0.047%) 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	その他の費用・手数料	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料（売買委託手数料、保管手数料等）、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができます。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用

### 税金

- 税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- 下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
収益分配時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 上記は2023年8月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。  
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。  
また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。